

平成26年度 第3回 長野県社会福祉審議会

日 時 平成27年2月17日（火）

13：30～15：40

場 所 県庁 議会棟 第1特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 審議事項

ア「長野県家庭的養護推進計画」の策定について

イ「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について

○中島委員長 それでは、議事を進めてまいります。

審議事項ア「長野県家庭的養護推進計画」の策定についてに入ります。本件については、昨年第1回の審議会で長野県家庭的養護推進計画の策定についての諮問を受け、具体的な検討は児童福祉専門分科会に担っていただいたところです。

前回の審議会では、専門分科会の検討状況について中間報告をしていただいたところですが、このたび報告書の取りまとめを行っていただきました。本日はその検討結果について専門分科会長さんからご報告を受けて、委員の皆様にご議論いただいた上で、答申の方向性を確定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

資料はお手元の資料1です。それでは野村専門分科会長さん、お願いいたします。

資料1-1・1-2の説明

○中島委員長 ありがとうございます。それでは各委員からの質疑をお受けしたいと存じますが、まず児童福祉専門分科会に出席されている鎌原委員さん、いかがでしょうか。

○鎌原委員 鎌原と申します。よろしくお願いいたします。

今、野村会長さんから報告があったわけですが、その中で幾つか、もう一歩進めてご理解をいただきたいというところを若干説明させていただきたいと思います。

各委員の皆さん、ご理解していただいていると思いますが、まず第2章の第1節の最初の四角のくくりを書いてある、社会的養護に占める家庭養護の割合がおおむね3分の

1となることを目指すということで、これは特別、長野県が独自で決めたものではなく、平成23年7月に国が示した、社会的養護の課題と将来像で、このような方向性が出されているということで、おおむね3分の1ということになりました。

その上の社会的養護の姿、目指すべき長野県の社会的養護の姿という部分で、これもつい先日、厚生労働省で社会的養護の施設に入所している子どもたちの実態調査、5年に一回実施されていますが、そこで出された結果に、施設で暮らしている子どもたちの6割が虐待を受けている子どもたちであるということ踏まえて、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもとに心身ともに育ち、ということで、ここは具体的に示されています。

次の第2節のところですが、先ほど出ましたとおり、おおむね3分の1ずつ、15年間かけてこのような形の数値目標を掲げたわけですが、施設の場合にはもう既存の施設がありますが、一番は家庭養護の里親さんをどう増やしていくかという部分で、これも5年のくくり、5年、5年、5年で15年、5年ごとの見直しの中で、かなり実行性の高い数字を出しており、厳しい取り組みではあると思うのですが、これを進めていくということが今回の計画になっております。

最後に基本目標の3、自立支援の充実というところを見ていただきたいと思います。

社会的養護の施設から、社会自立する子どもたちは、就職して社会自立ということで皆さんご理解していただいている方が多いかと思いますが、昨今、大学進学、短期大学、専門学校への進学も、徐々にですが、増えてきております。そういった意味で自立に必要な学習経費というものもやはり、先に出ました子どもの貧困、貧困の連鎖というのも、就職だけではなくて、進学も含めた中で断ち切っていくのだというような方向性を出していただいておりますので、その点もご理解をいただきたいと思います。

中身的にはかなり多岐にわたっておりますが、実行性のある目標値を慎重に見通しながら論議したということで、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

- 中島委員長 そのほかいかがでしょうか。指名させていただいてもよろしいですか。児童関係で民生児童委員をされていらっしゃる、高橋委員さん、いかがでしょうか。
- 高橋委員 子どもの貧困の連鎖を断ち切るためにも、大学とか専門学校へ行く道が開けているということですが、そこまでいかない小学校の子どもたちの中に、家庭の貧困から食事が十分に与えられないとか、そんなことを聞いております。ここにはそういうことはうたわれておりませんが、いかがなものでしょうか。
- 中島委員長 今の高橋委員さんのご質問については、この家庭的養護と直接は関係しないのではないかと思います。それについてはどうでしょうか。
- 佐藤こども・家庭課長 今回の家庭的養護は、社会的養護の子どもたちの家庭的養護の推進という計画でして、そのほかに県では今、子どもの貧困に関する施策等を計画的に進めていきたいということで計画を考えております。できればその応援計画という子ども全体の、子育て全体の計画の中に、子どもの貧困に関する計画も盛り込んでいきたい

というようなことを考えているところでございます。ありがとうございます。

○中島委員長 ありがとうございます。では私のほうから一つお願いがあります。

この社会的養護の関係で言いますと、児童養護施設と情緒障害児短期治療施設の関係です。一つの例ですけれども、東京都は情緒障害児短期治療施設をつくらないかわりに、児童養護施設に専門機能強化型児童養護施設として、精神科医と治療指導担当職員を加配して乗り切ろうとしています。

県内にある都外施設といえはわかると思いますが、そこで機能強化型児童養護施設の検証をやって出てきたことの一つの課題として、やっぱり児童養護施設では、いくら医者や職員を加配しても手にあまる子どもたちが一定数、現実に出ています。それに対して、東京都は情短がないので病院等、東京はそういう意味では社会資源が非常に豊富なので、そちらに入る子どももいます。

長野県の場合、あさひ学園があるわけですけれども、そことの連携について、その他の方向性では、私の印象ではサラッと、という感じなのです。もう少し連携を強めていくとか、何かそういうようなことも考えていただければと思います。特に、あさひ学園は中学生まででしたね、高校生の問題をどうするのかということです。機能強化型児童養護施設の検証を行ったとき、高校生は結構トラブルを抱えていて、そのまま精神病院に行かせてしまうのではなく、福祉的立場に立ったところでの連携というようなところもぜひ踏み込んで考えていただければという要望です。これについては野村先生、いかがでしょうか。

○野村分科会長 高校生についても一つ、報告書の30ページに書いてありますが、児童自立支援施設も全く同様で、今、中学卒業してからの入所もできるような検討もしていかなければいけないのではないかと。それと32ページに自立援助ホームがあります。やはり退所しても十分自立がまだできない、そういう子どもたちの対応も自立援助ホームはしっかりやっつけていかなければいけないだろうということです。

いずれにしても、今、委員長さんのおっしゃられた情緒障害短期施設につきましては30ページ、この検討の中で、社会的養護における心理的ケアのセンター的な役割が果たせるよう、他施設等への支援や研修推進などの取組について検討しますという中で、やはり高校生をどうしていくのかということは十分検討していくように、私のほうからもお願いしたいと思います。

○中島委員長 時間が大分超過していますが、もしご質問があれば。

○大口委員 大口と申します。社会的養護の子どもさんたちの追跡というところでお話がありましたが、退所することで途切れてしまう、そういう方たちがとても多いと思いますが、それでも居場所がわからなくなってしまう、転々とする中で、SOSを出したくても出せなかったりする中で、心に病を抱えたりとか、そんな形に陥ってしまう方が増えているような気がするのです。退所するという出口からのアフターフォローといえますか、そこら辺をもう少し地域と密接にできたらありがたいなと思うのですけれど

も、そんな仕組みを考えていただけたらありがたいと思います。

あと自立援助ホームですけれども、児童養護施設を退所するときになかなか家庭に戻れないと。いろいろ虐待とか、いろいろな家庭のいろいろな家庭環境とかがある中で戻れないときに、そういう子どもさんたちはお金がないということでは、アパートにも入れないとか経済的貧困を抱えているので、障がいであれば、二十歳にならないと年金がもらえないので、その2年間、今はすごくハードルが高くて使えないような状況がありまして、定員も少ないですし、なかなか有機的に使っていけないという状況がありますが、こら辺の活用をもうちょっと柔軟にできたらすごくありがたいと思いますので、よろしくご検討いただければと思います。

○中島委員長 それについては、何かありませんでしょうか。

○野村分科会長 1点、退所後にうまく社会に適応できない、そして、しかも出身の施設と疎遠である。まさにこれがあるから小規模化して里親や、家庭的な養護を進めて、退所する段階よりも、育てる段階でしっかり内面に働きかける、困ったら相談できる頼りになる人がいるのだという、そういう関係性を育てていかないと。やはり社会的養護の子どもたちは、入所する前に既に大人に対する不信感が強い子たちですよね。ですから、特定の大人との関係を密にするための小規模化であり、地域化であり、家庭養護なのです。そこら辺をしっかり理解していただきたい。もちろんアフターケアも、長野県が条例で定めた施設の運営基準の中へアフターケアは盛り込んでありますから、それは当然、県が責任持っておやりになるという理解のもとで、私は考えております。

それから自立援助ホームにつきましても、今は十分、残念ながら機能していない部分もあるのですが、もっと県民が広く、自立援助方法も必要なのだと理解するため、今、委員さんがおっしゃったような内容も含めて、とにかくもっとPRする、バックアップしていくことが必要だというふうに考えております。

○中島委員長 よろしいですか。ではどうぞ。

○矢野委員 矢野と申します。私、CAP、子どもへの暴力防止プログラムのワークショップで、ある施設に3年ぐらい通わせていただいております。

そんな中で、やはり高校生ぐらい、ちょっと大きくなると、施設の職員の目の届かないところで子どもたちが性的被害を受けたりとか、そういう話をちょっと漏れ聞いたりということがあります。それに対応するにあたって、職員の方たちも、事後の対応ということにそのときはなってしまうのですけれども、そういうものをなくすためにはどうしたらいいのかというのを、かなり悩んでいらっしゃるという現状をお聞きしたりしています。先ほどからも出ていますように、そういうお子さんは家庭的に恵まれずに、虐待とかそういうことで大人に対する信頼が欠けている。逆にそれが、今度はやさしい言葉をかけられると、ついそれに乗ってしまうというような、そんなことが見られてということで、それに関して、とても私は危機感というか。だから職員の数もちろん増やしていただきたいということもありますが、できれば職員の方たちのそういうものに

に対する専門性というか、そういうことに関してももっと本当に真剣に考えていただかないと。かなりそういう面で、今、問題を抱えているお子さんが多いというふうに思います。

それと施設の関係でも、二つ、ちょっとほかでも関わったりしていますが、施設を建て替えて恵まれた施設と、それから老朽化で、子どもたちがここで本当に暮らしていて大丈夫なのかしらと思うような施設もあります。

ここに、何年か後に本体施設を小規模グループ化するとありますけれども、今の子どもたちがこういう状況に置かれていて、結局は、この施設にいたくないから外へ飛び出してしまうみたいなどころもあるので、その辺、本当に急いで、今の子どもたちをどうするのかというのを考えていただきたいというのが、私のここで言う意見ではないのかもしれないのですけれども、ぜひ考えていただきたいと思います。

- 中島委員長 ご指摘のとおりというか、委員からも出ていますけれども、小規模化すればするほど職員の技量が高くないと対応できないので、その点、研修、ここでいえば専門的ケアの充実ということで、研修等をやられると思いますが、そのことをよりしっかりとやってほしいというご要望です。

それから、あと建物の件については、どなたにお答えいただけますか。

- 野村分科会長 これは、結局15年かかるというのは、もちろんいろいろあるのだけれども、建て替えないと小規模化できませんよね。そういうことで15年というのは出てきていると思いますが。

ただ児童養護施設は、社会福祉全体で見ていくと、社会福祉は、2000年に基礎構造改革と介護保険が前面に出て、大きな転換をしたのです。しかし、そのときにはまだ社会的な理解が得られていなくて、私は、個人的には22年12月にタイガーマスクがランドセルを送ったというところで、社会的な関心が児童養護施設へようやく向いてきた。だから23年に、国は社会的養護の将来像という形でグルッとかじをきった。それまで、厚生労働省は考えていたけれども、多分、予算が伴ってこなかったのだらうと思います。社会的な関心が高まってきてということでテレビでも、その後、ドラマが、いろいろ批判があったけれども、出てきましたよね。そういう様に社会的養護を今後進めていくには、いかに県民が理解を深めていくか。これが本当に大事です。研修についても今、委員さんがおっしゃったように、実態をしっかりと押さえて、実情に沿った研修をしないと、いくら横文字を書いたような研修をやってもそれは教養になってしまう。単なる教養になってしまうということは、委員さんのご意見を拝借しながら、県当局にお願いしておきたいと考えます。

- 中島委員長 そのほか、よろしいでしょうか。今までの委員の皆様のご発言を伺う中では、特にこの長野県家庭的養護推進計画について、反対することではなく、よりいい方向に要望が出されたと理解できるように思いますので、異論はないということで理解してよろしいでしょうか。

それでは、当審議会としては、分科会報告の内容に沿って答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

了承いただきましたので、そのように決定させていただきます。

答申書の作成、提出につきましては委員長に一任をしていただきたいと思います存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご了承いただきましたので、そのような取り扱いをさせていただきます。最終的な答申書の内容につきましては、後日、委員の皆様へ送付させていただきます。

イ「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について

○中島委員長 続いて、審議事項イ「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定についてに入ります。

本件については、昨年第1回の審議会で、長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定についての諮問を受け、具体的な検討は子育て支援専門分科会に担っていただいたところです。前回の審議会では、専門分科会の検討状況について中間報告をしていただいたところですが、このたび骨子の取りまとめを行っていただきました。本日は、その検討結果を専門分科会長さんからのご報告を受けて、委員の皆様にご議論いただいた上で、答申の方向性を確定していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

資料、お手元の資料2です。それでは金山専門分科会長さんから、説明をお願いいたします。

資料2-1、2-2の説明

○中島委員長 ありがとうございます。それでは各委員さんからの質疑をお受けしたいと存じますが、まず子育て支援専門分科会に出席されている矢野委員さん、いかがでしょうか。

○矢野委員 4回の分科会に参加させていただきまして、いろいろな分野の委員さんからご自分の体験、それから立場からの意見が出されまして、今回のこの報告書を見ますと、そういうものを入れていただいたと、全てが網羅されているとは言えないと思ひますけ

れども、おおむねそういうご意見も入れた報告書になっているかなと思います。

ただ本当に、先ほども申したのですけれども、現実の今の子どもたちの置かれている立場というのを考えると、私、6月に出ました「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」というのがすごくいつも心にありまして、その中で、子どもは社会の宝であり、一人一人がかけがいのない存在であるという前文のところ、本当にそうなんだなという思いながら、このところを、これをとにかく私たちの、これからやっていく指針にして、基づいていかなければいけないのではないかとということを常に思っております。

この社会福祉審議会の皆さん、この条例に関してはもちろんご存知でいらっしゃると思いますが、常にこういうものをやる時には、子どもの最善の利益を実現するという、そのところに立っていかないといけないということを、具体的にはあれなのですけれども、常にそれを持ってやっていっていただきたいということを思っております。

この報告書には保育園とか、それから放課後児童クラブという、働いている親御さんのお子さんに関するものがほとんどなのですけれども、先ほど金山先生も申されたように、働いていない家庭のお子さんの放課後という、そういうことに関してもぜひ心にとめて、その子どもたちがどういうふうにご経過しているのかなというところをもう一度、みんなで実証していかないと、今の子どもたちの置かれている立場というのが、わからないのではないかとというふうに思います。

それと、先ほどの放課後児童クラブにしても、3年生から6年生までの子どもたちを今度はそこに入れるということになるのですけれども、私なんか、近所の放課後児童クラブの実情を見ますと、今でも狭いところに子どもたちが入って、そこで少ない人数の指導員の方と過ごしているのに、これで6年生までの子どもたちが入ったらどういった状況になるのかと、そちらのほうが心配になるということもありますので、今の子どもたちの置かれている実情というものを、ただこの紙の上の計画だけではなくて、ぜひ状況を見ていただいて、早急に子どもたちの状況を改善し、ぜひ子どもの最善の利益を実現してほしいなというふうに思います。

- 中島委員長 今のお話しだと3年生から6年生が入るとのことですか。
- 金山分科会長 入るといふか、対象年齢が小学生全体になります。これまで、おおむね3年生までという自治体が多かったのですが、新制度では小学生全部ということになるので、数値の上でも増えるのではないかとということが予測されています。今、ちょうど登録の時期で、卒業して出ていく子の数よりも、共働き家庭が増えている実情もあり、子どもの数全体は減っているのだけれども、放課後児童クラブに入りたいという希望が多く、1カ所にたくさんの子供が集中しているという実情をよく、いろいろな自治体からお聞きしています。
- 中島委員長 そうすると、ただでさえ狭いので、その点もふまえて整備計画を考えてほ

しいということになるのですか。特に、今の実情を、そういう状況があるという理解をしてほしいということによろしいのでしょうか。

○矢野委員 そうですね。今、おっしゃられたように、多分地域、それから市町村のやり方によって違うと思うのですけれども。私の住んでいるところでは、小学校の1室をお借りしての放課後児童クラブというのがなされているのです。そうすると、本当に空き教室がなければ、その教室にまたもっと大きな子どもたちが入る。しかも、校庭とかということも使えるとしても、少ない指導員の方が両方に目が届くかということ、それはちょっと不可能だと思うのですね。そうすると、結局、目の届く、その狭いところにみんなを集めておかなければいけないということもあるということも、ぜひ知っておいていただきたいというふうに思います。

○中島委員長 全般的なことではなく、自治体や場所によってそういう差があるということですね。

○矢野委員 そうですね。

○中島委員長 その件について、分科会長さんから何かコメントはありますか。

○金山分科会長 ありがとうございます。実施主体は市町村なので、県は情報提供や、指導員の研修を計画したりという形で市町村を応援していくという取り組みになっていくかと思います。

各小学校区にこの放課後児童クラブがない自治体もかなりあります。住んでいる地域によって、子どもたちや保護者が受けられる子育て支援のメニューに大分格差があり、その格差をどうにか埋めたいということででき上がったのが、この新制度です。一つ一つの支援の質を上げるのももちろん必要なのですけれども、ないところにそれをいかにつくっていくかというような、出だしの部分でまだまだ課題も多い事業でもあります。両方、質の向上と量の確保と進めていかなければならない課題であるというふうに考えています。

○中島委員長 県としてやれるところはやっていくということですね。そのほか、ご意見、ご質問をお願いします。

○高坂委員 初めて審議会に出させていただきましたけれども、ちょっと町村の立場でお願いをしたいと思います。

この子ども・子育て支援計画、これはまさに今度、新しくスタートいたします地方創生の、人口（減少）に少しでも歯止めをかけていこうという、一つの基本的な考え方で大変大きな意味を持つものということで、いろいろな課題を整理され、多方面から分析をされて、こうした内容でまとめられたということに高く敬意を表したいと思いますし、また新年度の予算に対しましても知事さんのご英断で、私どもの町村会や市長会も含めて、特に子どもの福祉医療費、無料化の枠を上げていただいたというようなことと、それから少子化に対する第3子の保育料の減免ということにも踏み込んでいただいたということで、感謝を申し上げるわけであります。

もう一つ、それ以上に、私どもの町村の現状として、先ほどのお話とも関係あると思いますが、発達障がい児というものが非常に増えてまいりました。これはそれぞれの市町村の対応で、特に保育園・幼稚園で対応をしておるわけでありませけれども、どうしてもクラスを別に、少人数であっても、していかなければならない。保育士なり、その職員をどうしても別に確保をして、しかも複数で対応していかなければならないということで、厚生労働省の加配に対するこの基準の額というのが非常に少ないものですから、非常に市町村の財政を圧迫しておるわけでありまして。人件費になるわけでありませ、この辺のところを、この中でどういうふうを検討されて触れられたかはちょっとわかりませけれども、そのことが一番、今、この保育・子育ての中では、いろいろあるわけでありませけれども。特に今後、県がぜひ手を差し伸べていただきたい、財政的なものも含めて。このページの随所に市町村支援というような言葉がうたわれておりますので、ぜひこのところもまた含めて、今後の子育て支援の計画の中で取り組んでいていただきたいというのが切なる思いでございますので、その辺のご見解をお聞きしたいと思っております。

- 中島委員長 今のご質問は保育所の障がい児保育・・・
- 高坂委員 保育所の、発達障がい児を別に保育をしてもらいたいという。
- 中島委員長 放課後のことについてはここに書いてありますけれども。
- 高坂委員 日常の保育の問題ですね。
- 中島委員長 それについてはどちらにお伺いすればよろしいでしょうか。
- 金山分科会長 ご意見、ありがとうございます。本当に大切な部分のご指摘をいただきまして、高坂委員さんがおっしゃっていただいたとおりでと思います。

障がい加配の先生につきましては、保育現場になくはならない大切な役割です。私は専門が保育学ですので、よく現場で勉強させていただくのですが、障がい加配の担当になられた先生の、障がい児に対する知識や経験、スキルにばらつきが多いと感じております。

人件費のことについては私はちょっと専門ではないので、あとで事務局のほうからお願いしたいのですが、やはり県の対応として大切にしていきたいのは、その障がい加配をされている先生方の質の向上です。保育と障がいと、両方きちんと理解した上での支援を行う、とても大切な取り組みになってくるなというふうに、今、思ってお話しをお聞きしていました。

- 佐藤こども・家庭課長 こども・家庭課長の佐藤でございます。いつもお世話様でございます。

まず今回の計画の中では、法律で定められた計画ですので、この中には出てこないのかなと思っております。

それで、県としてやっていることに関してですけれども、26・27年度の限定事業ではあるのですが、発達障がいの疑いのある子どもへの保育士の加配に対する助成というよ

うなことも、県単でやっているところです。あとは、今、先生おっしゃいましたけれども、保育士さんの発達障がいに関する研修会というのは、ここ何年も続けて丁寧な形でやらせていただいているところでございます。以上でございます。

- 中島委員長 障がい加配のことについては、この計画とは別のところで触れられているという理解でいいのですか。
- 高坂委員 35ページにあります。
- 中島委員長 35ページですか。障がい児施策の充実、発達障がいについての支援。一応、この中にも触れられていて、36ページに施策の方向性、これを踏まえて県のほうではやっていくという・・・
- 高坂委員 今、お話しにありましたように、医者診断がきちんと出て、そして障がい児的な子どもたちについては、まだ対応の仕方が施設だといろいろあるのですけれども、ちょっとどっちつかず、中間で、そうかといってみんな一緒というわけにはなかなかいかない子どもが、非常に今、多くなってきています。そこを現場としては、別の部屋を用意して、加配の先生をつけて、しかも複数でつけている。その対応をぜひ充実していただきたいなと思って、また財政支援も含めてですが、お願いできればと思います。
- 中島委員長 それはお願いということでしょうか。ここに、特に修正というような、書き込んでほしいということではなくてよろしいですか。
- 高坂委員 あとは県の、ひとつ前向きな対応で。
- 中島委員長 現実的には、そういうことがボーダーでなかなか難しいですね。つまり障がいとわかっているから加配がつくのであって、わからないところは、根拠がないので財政的にも支援ができないという、ちょっと矛盾している状況が出ているとは思っています。あと障がい児保育をどう教えるのかという養成校の問題もありますよね。
- 高坂委員 ちょっとそのきざしがあるくらいで、その差別的な対応をしますと、またこれも問題になるということでありまして、非常に現場は苦勞しているところです。
- 中島委員長 そういうことも踏まえて、強い県への要望ということでしょうか。
- 高坂委員 はい。
- 中島委員長 ほかにございますか。
- 海野委員 すみません、海野です。保育関係者ということで。今の発達障がいですけれども、先ほども保育士不足という話がありましたが、保育士不足のところへ発達障がい児が増えて入園してくるということございまして、何とかそれぞれの施設で、あるいは行政の市町村、県の研修があったり、市町村との連携の中でやっているのですが、そもそも論として、以前もお話しさせていただいたのですが、育てにくいのです。ですから、親御さんも大変なんです。そこの支援をもう少し、保育園に入園する前にきちんとした手だてができていると、保育園に入所してきたときの、困り度というものも大分低くなっているのではないかと。したがって、各市町村の財政的なものをあとから加配で職

員にかけていくよりも、事前にきちんとお金をかけていったほうが政策としてはいいのではないかと思っております。

先ほどの愛着形成の話もあるのですが、その家庭の状況をきちんと踏まえて、出産前からきちんと、この家はもう少し丁寧なかかわりが必要ですよということをやっておくと、暴力というか、DVや何かもかなり防げますし、発達障がいのお子さんに対する支援も、もっと親御さんと一緒になって充実できるのではないかと思っておりますので、この36ページに方向性が出ておりますけれども、それをさらに進めていただければありがたいなと思っております。

もう1点ですが、ここに載ってくる計画の中には、幼稚園が入っているようなないないような微妙な状況です。認定こども園に移行していただくと、かなりここの議論になっていくのですけれども。このままの状態ですと、幼稚園からの意向がほとんど見込めない、保育所からの意向も長野県では1つぐらいしか移行するところがないというような状況で、教育と保育の一体化というふうに書いておりますけれども、三元化していってしまうのではないかと思っております。

なかなか、私、教育委員会の方のご意見を聞くことができないものですから、ここで教育委員会のほうから、どんな方向性で、県として幼稚園、幼保連携型認定こども園についてどのようなお考えをお持ちなのか、ちょっとお聞きしてみたいと思っております。委員長さん、よろしくお願いします。

- 中島委員長 教育委員会の方が来ていらっしゃるのでしょうか。
- 事務局 事務局ですが、幼稚園の関係については、教育委員会ではなく、私学・高等教育課でやっているのですが、今日はお答えできる者が出席しておりません。
- 海野委員 わかりました。残念ながら、幼稚園の方向性というのと保育園の方向性が、考えているものというのが大分乖離しておりまして、これは二重行政の関係だと思っておりますけれども、総合こども園法ということで民主党時代に話を進めて、幼稚園も保育園もみんなほぼ強制的に総合こども園になるのだといったものがここへ来て変わりました。結果として二元化が残るかと思ったら、今度、三元化になっていくのかなと思っております。

先ほど子どもの貧困の話が出ておりましたけれども、親の就労形態や経済状況によって、幼児期の教育及び保育の内容が変わってくるということの推進にもなっていくものですから、ぜひ県としての方向性をきちんと出していけるといいのではないかと思いますので、またよろしくお願いします。

- 中島委員長 海野委員さんのご意見については、県のほうでお話を承るそうですので、それでよろしいですか。そのほか、いかがでしょう。
- 竹重委員 小児科医の竹重と申しますけれども、発達障がいのことが出ましたので、お願いしたいことがあります。

発達障がいと診断がつくお子さんもいるし、グレーゾーンの人もいると思いますが、

そういう個性として見てこられたときに、こういう個性の子はこういうふうにしてやっていけばうまくいくのではないかというような、例えば保育士の適切なアドバイスがあると、お母さんも育てやすいし、あと保育士もそういう知識を持って接していただくと、いい方向にお子さんも伸びていくということがあると思うのです。

それで、学校の先生もそうなのですけれども、保育士も、保育士になる、あるいは学校の先生になるというときに、教育の中で、発達障がいのお子さんたちのことに対してどのように教育されているかということは、わからないのですけれども、人によっては、そういうことを全然わからないで接していらっしゃる方もいらっしゃるのです、その辺のところでも教育をしっかりといただければということと、あとはどんどん世の中も変わっているので、卒業教育ということで、卒業した先生方とか、保育士ですよ、そういう方に現状のこととか、発達障がいというのはこういう状況ですというようなことをさらに教育していただけるようなシステムがあるとよりよいのではないかと思いますので、お願いしたいと思います。

○中島委員長 それについては、分科会長さんからお願いします。

○金山分科会長 ご意見ありがとうございました。本当にそういう現状がありまして、保育士保育指針が平成20年に改定されまして、それに基づいて保育士養成校のカリキュラムも変わりました。平成23年度からの入学生につきましては障がい児保育が1単位から2単位になりましたし、保育相談支援という保護者の相談対応にあたる教科が新設されました。

ただ、どうしてもいろいろ現場の先生をお呼びしたり、実際に学生を現場に連れていったりという学習はしてはおりますけれども、本当に一人一人、その子その子の困り感が違ったり、その集団の中で、またその子の、何というのか、困り感も変わってきたりするもので、なかなかうまく対応できない学生もおります。

また長く保育現場にいらっしゃる先生方の研修も県が進めてくださっているというお話がありましたけれども、本当に熱心で専門的にもっと勉強したいというふうに思われる先生方が、一方的に誰かの声を聞く研修ではなく、ワークショップのような形で主体的に学べるような、そんな仕組みもできていったらいいのではないかというふうに、私も考えております。それこそ、どなたにどういふふうにお願いをしてお声かけをしたらいいのかもよくわからず、困っておりました。同じ気持ちで私もおります。ありがとうございました。

○中島委員長 まだほかにご質問もあろうかと思いますが、大分時間が超過しているものですから、本審議会の答申の方向性を確定したいと思います。

委員の皆様の発言をお聞きすると、おおむね賛成、先ほどの計画と同じように、より、いくつかの点で県に努力をお願いしたいということだったと思います。特に異論はないと判断いたしますが、よろしいでしょうか。

当審議会としては分科会報告の内容に沿って答申いたしたいと思いますが、よろしい

でしょうか。

(異議なし)

了承いただきましたので、そのように決定いたします。

答申書の作成、提出につきましては、委員長に一任をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご了承いただきましたので、そのように取り扱いをさせていただきます。最終的な答申書の内容につきましては後日、委員の皆様へ送付させていただきます。

(2) 説明事項

ア 平成27年度社会福祉関係の施策・予算について

イ 第6期長野県高齢者プランの策定について

ウ 第4期長野県障害福祉計画の策定について

○中島委員長 続いて、会議事項(2)説明事項に入ります。

まず平成27年度社会福祉関係の施策・予算について、それから第6期長野県高齢者プランの策定、及び第4期長野県障害福祉計画の策定について、一括して説明をしていただきたいと思います。では担当幹事から説明をお願いいたします。

資料3の説明

資料4の説明

資料5の説明

○中島委員長 ありがとうございました。ただいま各幹事から説明をしていただきましたが、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○腰原委員 端的に申し上げます。今、地域包括ケアシステムについての説明が資料4の中であったのですが、ここは介護保険の改正になりまして、この4月からいよいよ新しいシステムでスタートするということとなります。特に要支援1、2の皆さんは、市町村の責任ということになるわけでございます。

そこで経過措置は3年間あるわけでございますが、今回の試行に向けて、それぞれ市町村の皆さんは体制づくりに一生懸命になっておられるわけでございます。実際に生活支援、地域支援という立場から県のご後援をいただきまして、私どももこの研修会を開い

たりしているわけでありますが、市町村によってばらつきがあるという状況が散見されるという声を職員からいただいているわけであります。

経過措置3年ということで、それぞれ、皆さん様子見をされているという状況も伺えないわけではないですが、ちなみに厚生労働省の統計といいますか、最近の数値によりますと、全国の、プランがもう既にでき上がった市町村というのは10%にも満たないという状況でございます。これからいよいよ本腰を入れて取り組まれるという理解するわけでございます。いずれにしても、かなりの格差が市町村によって出てくるという懸念が非常に強まるわけであります。

そこで、私どもも各市町村といろいろな情報交換等を行いながら進めてまいりたいと思うのですが、県におかれましては市町村に、この辺のことについてしっかりと啓発や、督促をぜひしていただきたいと思っております。以上であります。

○中島委員長 お答えありますか。

○村山介護支援課長 ありがとうございます。今、腰原委員さんからお話しありましたけれども、確かに、地域支援事業に移行する部分について市町村間で温度差がかなりあるというのが事実でございます。実際、法律上は27年の4月1日施行ですけれども、4月1日から地域支援事業をきちんと始めるところは今のところ一つだけです。あと27年度中にもう二つぐらい移行すると、28年度ももうちょっとありますけれども、大部分はもうぎりぎりになってというふうな今のところは把握しております。ですので、我々もその地域支援事業といいますか、生活支援サービスをとにかく充実させて、受け皿をたくさんつくっていかないといけないと思っております。

そういう中で、26年度も社協にもご協力いただきまして、生活支援サービスコーディネーター、生活支援サービスを提供する側と受ける側を結びつけるようなコーディネーターの方を養成して、そういう方が各市町村の中で活動していただくことによって、地域支援事業の充実を図っていこうと考えています。

市町村によっていろいろ温度差がありますので、ぜひ私どももそこら辺の状況を見せていただいて、スムーズに移行できるように努めていきたいと考えております。研修とか、いろいろな機会を我々も考えておりますので、研修をしたり、あるいは個別にお話しをお伺いしたりしながら、スムーズに移行できるように努めていきたいと考えております。

○中島委員長 関係する分野の委員さんで何かあればお願いします。

○杉本委員 杉本と申します。重点施策の中の認知症高齢者ケア体制の整備のところ、初期集中支援チームの設置というのが挙がっていますけれども、市町村のほうでは、27年度は19市町村、29年度までに全市町村ということで、既に26年度で2市、チームが設置されているということですが、2市に設置された中での見えている具体的な成果なり課題なりというところ、もし把握されているところがあれば、お教えいただきたいということと、設置を促進するという点については、当然、成果といいますか、どのよう

な方向が出てくるかというところも継続的にフォローされるということかと思いたすので、その辺の見通しがもしわかればお教えいただければと思います。お願いします。

○塚田保健・疾病対策課長 認知症施策をやっております保健・疾病対策課長の塚田と申します。

現在、モデル事業として2市という形で、長野市と駒ヶ根市で実際やられているということで、長野市に関しましては、今日、正確にちょっと数字を持ってきておりませんが、年間約200件ぐらいの訪問を確かされていると思っております。

ただ、まだまだ長野市も一部の地域での広がり、まだ全域には広げられないというところで、これからいろいろなノウハウがここに出てくるかなというふうには思っております。県としましてはそういったノウハウを参考にさせていただきながら、県内各地への支援というか、広がりという形に持っていければと思っております。

現在、県の施策としまして認知症の初期支援チームの普及ということに関しましては、まだまだ各市町村ともそういったノウハウ、あるいはこういった人材が必要かということとともに、それを支援するためのサポート医の数も圧倒的に不足しておりますので、そういった人材養成を中心に、まずは市町村の支援をしていく中で、各市町村がこういったチームの育成ができるような支援をしていくということを当面考えていきたいと思っております。

○中島委員長 よろしいですか。そのほかよろしいですか。

○海野委員 すみません、海野です。

資料3の予算のところを主要事業一覧ということで書いてあるのですが、その中を見させていただくと、何とかコーディネーターとか、何とかワーカー、スーパーバイザー、サポートマネージャー、チャレンジコーディネーター、いろいろこういった方々がございまして、先ほどの発達障がいでも、9ページに発達障がいサポーターとサポートマネージャーさんという方がいらっしゃる、その方々がいらっしゃるであろう何とかセンターというのがたくさん出ておまして、どこにどんなセンターがあつて、そこにどんな方がいらっしゃるのか、一覧として、ホームページか何かですらと出していただくと、探すのが大変楽だと思います。事業ごとに書かれているのですが、事業ではなくて何とかセンターごと何とかマネージャーとか、そういったことができればやっていただきたいという要望です。以上です。

○中島委員長 それは要望として承っておいてよろしいですか。県のほうでちょっと検討していただければと思います。

エ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

オ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従事者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

カ 児童福祉専門分科会における調査審議事項について

○中島委員長

残り説明事項のエ、オ、カ、資料については6、7、8について一括して説明を幹事の方からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

資料6の説明

資料7の説明

資料8の説明

○中島委員長 以上、担当幹事から説明をいただきました。この件についてご質問等あれば、各委員からお受けしたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんか。

ないようですので、本日予定した会議事項は以上です。時間も超過しておりますので、これで進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。中島委員長を初め委員の皆様には、大変熱心にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

なお、本年度の審議会は今回で終了ということでございます。次回の審議会の開催については、新年度になりまして、改めまして日程等を調整させていただきますので、よろしくお願いします。

4 閉 会

○事務局 それでは、以上をもちまして、平成26年度第3回長野県社会福祉審議会を終了します。本日は誠にありがとうございました。